

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(1) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	3,763	3,731	3,772	3,753	3,705
1年生	1,476	1,406	1,480	1,433	1,395
2年生	1,115	1,121	1,069	1,125	1,089
3年生	700	744	747	713	751
4年生	321	311	331	332	316
5年生	107	105	101	107	108
6年生	44	44	44	43	46
②確保方策(人)	3,595	3,775	3,775	3,775	3,775
不足(②-①)(人) 計画の需給の状況	▲ 168	44	3	22	70
③申請者数(人) (量の見込みの実績)	4,055	—	—	—	—
1年生	1,497	—	—	—	—
2年生	1,216	—	—	—	—
3年生	738	—	—	—	—
4年生	409	—	—	—	—
5年生	138	—	—	—	—
6年生	57	—	—	—	—
④確保定員(人) (確保方策の実績)	3,357	—	—	—	—
不足(④-③)(人) 実績の需給の状況	▲ 698	—	—	—	—
不足(④-②)(人) 確保の状況	▲ 238	—	—	—	—
待機児童数(人)	575	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 公設児童ホームは、待機児童数の多い浜児童ホームにおいて、学校教室を活用して1クラスを増設し、令和8年度の浜児童ホームの定員数を60人から100人に拡大した。 民間児童ホームは、登録児童数の減少等により、2事業所が廃所又は休所したが、補助金制度（運営費及び設置促進補助）の拡充により、令和8年4月に待機児童数の多い立花西小学校区及び小園小学校区において、それぞれ1事業所が新規開設しており、総定員数は41人増加した。 【課題】 確保定員は、前年度に比べて81人増加したが、大規模マンション開発等による児童の地域偏在や公設児童ホームの利便性向上の取組（開所時間延長、入退室管理等システムの導入等）による需要の喚起により、入所希望者が急増していることから、待機児童数が大幅に増加した。				
今後の取組方針	待機児童対策推進プロジェクトチームにおいて基本方針をまとめ、公設児童ホームの整備や民間児童ホームの参入促進を進めるとともに、放課後等のこどもの居場所確保の推進を図り、実効性のある対策をできるだけ早期に具体化し、速やかに着手する。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保育認定を受けたこどもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	1,911	1,938	1,965	1,993	2,021
②確保方策(人)	1,911	1,938	1,965	1,993	2,021
差(②－①)(人) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用実績(人)	1,554	—	—	—	—
差(③－②)(人) 確保の状況	▲ 357	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 コロナ禍以降、利用実績は増加傾向にあったが、令和7年度実績は1,554人となり前年度に比べて71人減少した。量の見込みを下回ったものの、共働き世帯や母子家庭世帯等の多様な保育ニーズに対応することができた。 【課題】 人材不足等で延長保育事業を縮小する保育施設等もあることから、今後も事業の実施状況や需給バランスの把握に努める必要がある。				
今後の取組方針	引き続き、保育施設等に対して、延長保育事業に係る補助基準額が拡充されていることなどの周知を図るとともに、需給バランスの把握に努める。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(3) 利用者支援事業（子育て家庭への相談支援）

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

《基本型》

尼崎市役所などの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。

《地域子育て相談機関》

相談の敷居が低く、身近な地域にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としており、こども家庭センター（※）を補完する役割などを行います。

（※）児童福祉法第10条の2に規定するこども家庭センター

《特定型》

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報を提供するとともに利用に向けての支援などを行います。

《こども家庭センター型》

旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①確保方策(箇所)	23	23	23	23	23
基本型	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	17	17	17	17	17
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	3	3	3	3	3
②設置数(箇所)	23	—	—	—	—
基本型	2	—	—	—	—
地域子育て相談機関	17	—	—	—	—
特定型	1	—	—	—	—
こども家庭センター型	3	—	—	—	—
差(②-①)(箇所) 確保の状況	0	—	—	—	—

【成果】

《基本型》

子どもの育ち支援センター・いくしあの総合相談窓口では、令和7年度は1,505人の新規相談件数があり、そのうち利用者支援事業であるいくしあ・サロンの新規相談件数は288人、延べ利用者件数は2,213件であった。市内の子育て相談機関としてのいくしあの認知が進み、専門機関としていくしあに期待される役割は増大しているとともに、地域の気軽な相談場所や親子の居場所としてのサロンの位置づけが定着してきている。

《地域子育て相談機関》

市内の公立保育所15か所と、いくしあ・サロン、こども福祉課のこどもなんでも相談窓口の17か所で地域子育て相談機関を実施した。地域子育て相談機関からいくしあに相談様式の共有があったものは4件、いくしあ・サロンにおける地域子育て相談機関の利用者は106人であった。また、関係機関でワーキング会議を実施し、相談様式の情報共有の方法などを検討し、スキームの作成を行った。

《特定型》

相談コーナーにおいて各保育施設の案内ファイルの配架やこども連れの相談者のためにキッズスペースを開放しているほか、毎月の各保育施設の空き情報を市ホームページに掲載するなど、保育施設の利用希望者に対して相談しやすい環境づくりや情報提供を継続して行った。

取組の
成果と課題

取組の 成果と課題	また、利用に至らなかった方に対しては、保育士資格を有する相談員を中心にフォローコール（入所申請後の状況把握や保育施設・保育サービスに係る情報提供）を実施したことで、その後の入所につながるなど、待機児童の解消等に一定の効果があつた。これらの取組に加えて、令和8年4月に向けた入所利用調整業務において、追加調整を行ったことで、71人の更なる入所につながり、令和2年4月の時点で236人だった待機児童数が令和8年4月は0人となった。また、令和8年4月の未入所児童数は前年比45人減の355人となった。 《こども家庭センター型》 令和6年度から開始したこども家庭センター機能において、改訂版リスクアセスメント（RA）シートを導入することで保健師のアセスメントの均一化を目指し、要支援家庭を早期に抽出し、対象に応じたサポートプラン（SP）を立案した。SPに沿って母子保健と児童福祉を中心に関係機関が連携し、各々の役割を明確にした上で、支援を実施した。妊娠期SP立案数は1,541人（40%）であり、SPに沿った支援を実施することができた。また、虐待リスクのある家庭には、母子保健と児童福祉が合同ケース会議を通じてSPを立案し一体的な支援の実施に取り組んだ。 【課題】 《基本型》 平日・夜間帯における相談ニーズへの対応や、今まで相談や支援に繋がっていなかった層の相談ニーズに応えるため、相談窓口拡充や新たなツールの検討が必要である。 《地域子育て相談機関》 いくしあ・サロンへのニーズが高まっている中で、就園前の親子の利用がもっとも高いため、そのような層へのニーズに応えるような取組を検討する必要がある。 《特定型》 保育施設の受け入れ可能人数は限られている中で、保育ニーズは引き続き高い水準で推移すると見込んでおり、今後も引き続き、利用希望者の個別ニーズをよりの確に把握した上で、保育施設等の利用につなげていく必要がある。 《こども家庭センター型》 妊娠期RAについては、本市に妊娠届出をした妊婦全てに行う体制を整えたが、乳児期については、408件（13%）の実施に止まっており、産後うつ、育児不安等といった産後の様々なリスク変化を見逃さずに対応するためには、さらなる支援体制の強化が必要であり、既存事業の見直しが必要である。
今後の取組方 針	《基本型》 市民の平日・夜間帯における相談ニーズに対応するために、24時間子育て電話相談窓口を開設し、総合相談窓口の拡充を図るとともに、今まで相談や支援につながっていなかった層の相談ニーズに応えるための新たなツールとして、傾聴型AIを用いた24時間チャット相談の実証事業を実施し、有効性と効果について検証する。 《地域子育て相談機関》 市内17か所での地域子育て相談機関の事業を実施し、相談機関への相談に至らないような相談に関しても情報共有を図り、対象者の見守りを行う取組等を実施することで、こども家庭センターと地域子育て相談機関の連携を強化する。また、いくしあ・サロンにおいては、地域に開かれた取組として、就学前の親子向けのイベントを実施する。 《特定型》 少子化が進んでいるものの、保育ニーズは引き続き高い水準で推移すると見込んでおり、支援等が必要な児童を含めた、入所に係る相談に関して十分に対応できるよう、保護者への助言や情報提供を行っていく。また、利用希望者へのフォローコールを引き続き実施していくことで、保育施設等と利用希望者のマッチング精度を高め、より多くの児童の保育施設等への入所につなげていく。 《こども家庭センター型》 引き続き、母子保健と児童福祉が連携し各々の役割に応じた一体的な支援を行っていく。さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」の機能を強化し、訪問員を助産師に変更することで、産後間もない家庭への全戸訪問において、専門的見地から相談支援を行い、乳児期RAを全数実施の上、SPに沿った支援につなぐことで、全ての子育て家庭の産後間もない時期からの不安軽減・虐待予防を図る。

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親の居宅などで必要な養育等を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	432	504	576	648	720
②確保方策(人日)	432	504	576	648	720
差(②－①)(人日) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用実績(人日)	505	—	—	—	—
差(③－②)(人日) 確保の状況	73	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 ・令和7年度の年間延べ利用日数は505日、年間延べ利用人数は143人であった。 ・ショートステイ利用をしたことで、保護者の育児不安・疲れの軽減や、保護者の入院等で児童の預かり先に困っていた家庭が安心するなど、適切な支援につながった。 ・里親の居宅を受入先に追加したことで、学校に通いながら事業利用も可能となる等、幅広いニーズに応じた受入れが可能となり、保護者の育児不安や子育て疲れの軽減に寄与できた。 ・オンライン申請を導入した。 【課題】 ・制度の利用希望があっても、受入状況等により、実際の利用につながらない場合がある。				
今後の取組方針	・ショートステイが円滑に利用できるように、施設との関係を強化し日頃から連携を図ることで、利用率向上に努める。 ・更なる事業周知により積極的な制度利用につなげるほか、担い手であるショートステイ里親の登録者数の増加に向けて、尼崎市児童相談所や里親支援センターと連携して啓発活動等に取り組む。				

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(5) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、子育て支援ゾーンPAL）

【事業内容】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	73,275	71,752	71,188	70,430	69,827
②確保方策(箇所数)	11	11	11	11	11
③利用者数(人日)	78,194	—	—	—	—
④設置数(箇所数)	11	—	—	—	—
差(④－②)(箇所数) 確保の状況	0	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 親子の交流の場、相談支援、情報提供の機会を継続的に確保した。利用者数は回復傾向にあり、子育て家庭の孤立感の軽減や不安の解消に寄与している。 【課題】 拠点ごとの利用状況に差があり、地域特性に応じた運営の工夫及び効果的な情報発信を行っていく必要がある。また、専門的な支援が必要な子育ての悩みを抱える保護者もいることから、専門機関との連携強化も課題である。				
今後の取組方針	交流の場の安定的な提供を継続するとともに、地域ニーズを踏まえた事業内容の充実と周知を図る。また、令和8年度から、運営団体との委託契約の中に専門機関との連携を追加し、より専門的な課題にも対応できる体制強化を図った。今後も、事業の周知と実施内容の充実等を図り、地域全体で子育て家庭を支える体制を維持する。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-1) 一時預かり事業[幼稚園型] (幼稚園の預かり保育)

【事業内容】

幼稚園や認定こども園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育をする事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	115,269	124,832	135,310	145,686	158,874
②確保方策(人日)	115,269	124,832	135,310	145,686	158,874
公立施設	9	9	6	6	6
私立施設	17	18	19	20	21
③申請実績(人日)	121,576	—	—	—	—
④確保実績(人日)	121,576	—	—	—	—
公立施設	9	—	—	—	—
私立施設	23	—	—	—	—
差 (③-①) (人日) 実績の需給の状況	6,307	—	—	—	—
差 (④-②) (人日) 確保の状況	6,307	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 幼稚園型一時預かり事業の令和7年度実績は、公立施設（9園）で12,896人日、私立施設（市内18園、市外5園）で108,680人日の合計121,576人日となり、量の見込みを6,307日上回った。 また、令和6年度実績の117,294人日に比べて4,282人日増加しているが、その理由は事業を実施する私立施設が市内3園、市外3園増加したことなどである。 【課題】 今後も量の見込みは増加すると見込んでおり、引き続き保護者の保育ニーズに対応できるよう、受入体制の確保が必要である。				
今後の取組方針	公立施設については、令和8年度末で竹谷・長洲・小園幼稚園が廃園となるが、存続する6園では、令和8年度より幼稚園型一時預かり事業の時間延長を実施している。 また、私立施設については実施施設数を確保し、預かり保育を希望する保護者の保育ニーズに対応していく。				

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-2) 一時預かり事業[幼稚園型除く] (保育施設等の一時預かり事業)

【事業内容】

保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュが図れるよう、保育施設等において一時的な預かりを行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	15,911	16,862	17,896	18,998	20,178
②確保方策(人日)	15,911	16,862	17,896	18,998	20,178
保育施設等	14,241	15,223	16,272	17,394	18,593
つどいの広場等	1,234	1,208	1,199	1,186	1,176
ファミリーサポートセンター	436	431	425	418	409
不足(②-①)(人日) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請実績(人日)	15,290	—	—	—	—
④確保実績(人日)	15,290	—	—	—	—
保育施設等	13,165	—	—	—	—
つどいの広場等	1,394	—	—	—	—
ファミリーサポートセンター	731	—	—	—	—
差(③-①)(人日) 実績の需給の状況	▲ 621	—	—	—	—
差(④-②)(人日) 確保の状況	▲ 621	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 コロナ禍以降、利用実績は増加傾向にあったが、令和7年度実績は15,290人日となり前年度に比べて117人日減少した。 このうち、保育施設等の令和7年度実績は13,165人日となり（前年度に比べて337人日減少）、令和7年度の量の見込みを下回ったものの、多様化する保育ニーズへの対応につなげることができた。また、つどいの広場2か所及びすこやかプラザ（つどいの広場等）においては、実績が1,394人日となり（前年度に比べて117人日増加）、在宅で子育てをしている保護者を中心に、リフレッシュなど育児の負担軽減につなげた。 【課題】 人材不足等で一時預かり事業を縮小する保育施設等もあることから、今後も事業の実施状況や需給バランスの把握に努める必要がある。あわせて、令和8年度より開始した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施状況等も注視していく。				
今後の取組方針	保育施設等に対して、一時預かり事業に係る補助基準額が拡充されていることなどの周知を図るほか、利用者に向けては、市報・子育て情報誌及び市ホームページ等で情報発信を行う中で、需給バランスの把握に努める。 また、つどいの広場等やファミリーサポートセンターにおいては、引き続き同じ体制で量の見込みに対応していく。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(7) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者の就労等により、病気やその回復途中に幼稚園や保育所等での集団保育が困難となった子どもを一時的に医療機関に併設された保育室などで保育や看護を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	4,288	4,194	4,112	4,041	3,984
②確保方策(人日)	1,995	2,948	3,567	4,041	3,984
差(②-①)(人日) 計画の需給の状況	▲ 2,293	▲ 1,246	▲ 545	0	0
③申請実績(人日)	1,482	—	—	—	—
④確保実績(人日)	1,482	—	—	—	—
差(④-③)(人日) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
差(④-②)(人日) 確保の状況	▲ 513	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 市内にある病児・病後児保育施設の地域偏在を補完するために令和7年10月より訪問型病児保育事業を導入し、利用しやすい環境を整備することができた。 【課題】 訪問型病児保育事業の利用促進のため、対象者への更なる周知が必要である。また、病児・病後児保育施設の増設につながらない中、令和7年度末に1施設閉所したことから、増設に向けた対策が必要である。				
今後の取組方針	訪問型病児保育事業については、更なる利用促進のため効果的な周知方法を検討する。また、病児・病後児保育施設の増設のため、医療機関等で実施できる方策について調査・検討する。				

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）がそれぞれ会員となって、地域でお互いに子育ての支え合いが行われるようコーディネートする事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	1,698	1,678	1,654	1,628	1,595
②確保方策(人日)	1,698	1,678	1,654	1,628	1,595
差(②-①)(人日) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請実績(人日)	2,123	—	—	—	—
④確保実績(人日)	2,123	—	—	—	—
差(④-③)(人日) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
差(④-②)(人日) 確保の状況	425	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 依頼会員・協力会員の登録を通じて、地域で子育てを支え合う仕組みとして定着しており、子育て家庭の負担軽減や就労と子育ての両立支援に寄与している。 【課題】 依頼会員数の増加に対して実働できる協力会員数が十分とはいえず、地域や時間帯によっては需給の偏りが生じていることから、安定的な援助体制の確保が課題である。				
今後の取組方針	実働できる協力会員数に限りがあることから、協力会員の新規獲得や協力会員に登録しているが活動していない潜在会員の掘り起こしのための取組など、マンパワーの拡大を図る。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援する事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)		3,171	3,130	3,100	3,073	3,050
②確保方策	実施体制	13人				
	実施期間	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				
③量の見込みの実績 (対象児童数(人))		3,294	—	—	—	—
④確保方策の 実績	実施体制	本市訪問員12人（保育士：会計年度任用職員）による訪問				
	実施期間	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				
取組の 成果と課題	【成果】	「妊婦のための支援給付関係事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請の案内を行うことにより、訪問実施率が99.0%と高い実施率を維持している。訪問を希望しない場合は、面談や電話での相談を行った。こんにちは赤ちゃん事業により継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(105件、3.2%)を行った。連絡がとれない、または児と会えなかった場合は、4か月児健診にて状況を確認している。				
	【課題】	さらなる核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える家庭が増加していることを受け、事業体制の強化を図る必要がある。				
今後の取組方針		令和8年度から訪問員を保育士から助産師に職種変更し、育児相談や子育てに関する情報提供だけでなく、産婦の体調や乳児の発育発達の相談に対し、専門的見地からの保健指導が可能となるよう、専門性を活かした相談支援を充実させる。				

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(10) 養育支援訪問事業（育児支援専門員の派遣）

【事業内容】

妊娠・出産・子育て期（概ね児が1歳に達するまで）の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者の心身の負担の軽減や養育力の向上が図れるよう相談や指導、助言などの支援を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)		706	634	603	590	585
②確保方策	実施体制	20人				
	実施期間	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				
③量の見込みの実績 (相談者数(人))		605	—	—	—	—
④確保方策の 実績	実施体制	本市に登録している育児支援専門員18人による訪問				
	実施期間	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				
取組の 成果と課題		【成果】 終了時のアンケート結果では、事業を利用した人の95.6%が「満足」又は「やや満足」と回答しており、孤立防止や精神的支援、育児不安の軽減や母子関係の形成・定着、ひいては児童虐待リスクの軽減につながっていると考えられる。 【課題】 対象者の多様化するニーズや背景に応じて専門員を調整・選定する必要がある、適切な人材を確保する必要がある。				
今後の取組方針		各家庭に訪問することで、家庭内の生活状況や実際の育児場面を確認しながら、専門員それぞれの専門性を活かし、個々の家庭状況に合わせた相談支援を行っていく。また、訪問支援・継続支援という形態により、対象家庭の多様な背景や状況の変化に応じたきめ細やかな支援のための専門的知識や技術が必要であることから、専門員への研修や連絡会等によるフォローアップを行う。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(11) 妊婦健康診査事業（妊婦検診）

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	実人数	5,094	5,028	4,980	4,937	4,900
	健診回数	40,629	40,104	39,719	39,373	39,079
②確保方策	実施場所	委託医療機関 (委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	・前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等 ・後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等 ・基本健診：診察・検尿等				
	実施時期	通年実施				
③量の見込み の実績	実人数	5,373	—	—	—	—
	健診回数	41,728	—	—	—	—
④確保方策の 実績	実施場所	委託医療機関 (委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	・前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等 ・後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等 ・基本健診：診察・検尿等				
	実施時期	通年実施				
取組の 成果と課題	【成果】 妊婦健診14回全てにおける超音波検査費用の助成を行い、母体及び胎児の状態を適切に把握するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。 【課題】 里帰り出産等による妊婦健診の償還払い申請件数は、毎月約100件であるが、原則申請は窓口受付のため、産前産後の子育て家庭の負担軽減に努める必要がある。					
今後の取組方針	・令和8年度より妊婦健診に係る償還払いの申請方法をオンライン化し、時間帯や場所を選ばずに申請を可能とすることで子育て家庭の負担軽減を図る。 ・引き続き、妊婦健診費用一部助成を通して、母体及び胎児の状態を適切に把握し支援につなげるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する。					

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で補助する事業です。

また、新制度に移行していない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も補助の対象としています。

取組の 成果と課題	【成果】 (1号認定子ども) 保護者が幼稚園等に支払う教材費・行事費等及び給食費（副食材料費）の実費徴収額に対して、生活保護世帯に属する児童にあつては教材費・行事費等の一部を、低所得世帯等に属する児童にあつては給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図った。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度より新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も補助対象としている。
	(2・3号認定子ども) 家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、保育の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う実費徴収額に対して、上限の範囲内で補助を実施した。
	【令和7年度実績】 (1号認定子ども) 教材費・行事費等の支給児童数 延べ 70人(月額上限 2,700円/人) 給食費（副食材料費）の支給児童数 延べ 3,111人(月額上限 4,900円/人) (2・3号認定子ども) 教材費・行事費等の支給児童数 延べ 1,136人(月額上限 2,700円/人)
	【課題】 支給対象者の中には、申請に至らなかった世帯もあったことから、今後も施設と連携し、制度の周知を図っていく必要がある。
今後の取組方針	引き続き、施設と連携して制度の周知を行い、生活保護世帯や低所得世帯等に属する保護者負担軽減を図ることで、円滑な施設等の利用を支援する。

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業内容】

健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。

取組の 成果と課題	【成果】 健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、特別な支援が必要な児童の受入体制を構築することができた。(月額 65,300円/人) 【令和7年度実績】 1号認定こども 18人、延べ 200か月 2・3号認定こども 0人 【課題】 教育・保育施設では、特別な支援を必要とする児童数が増加しているが、昨今の物価高騰や人件費の高騰等により、こうした児童の受入体制を確保することが更に困難となっている。
今後の取組方針	令和8年度より、特別な支援が必要なこども(障害児等)の受入体制の充実を図り、市全体でインクルーシブ保育を更に推進するため、加配職員を配置する場合の人件費補助の拡充を行う。

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(14) 子育て世帯訪問支援事業

(ヤングケアラー等世帯訪問支援・産前産後ヘルパー派遣)

【事業内容】

ヤングケアラー等世帯訪問支援は、概ね18歳未満のこども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、こども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、こども・若者の自立を支援する事業です。

また、産前産後ヘルパー派遣は、育児への不安や負担が生じやすい妊娠中や産後1年未満の子育て家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することで、妊婦及び養育者の心身の負担軽減や養育環境の改善を図るとともに、子の健やかな成長発達を支援する事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	3,093	3,274	3,448	3,622	3,787
②確保方策(人日)	3,093	3,274	3,448	3,622	3,787
差(②-①)(人日) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(人日)	1,418	—	—	—	—
④確保日数(人日)	1,418	—	—	—	—
差(④-③)(人日) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
差(④-②)(人日) 確保の状況	▲ 1,675	—	—	—	—

取組の 成果と課題	【成果】 《ヤングケアラー等世帯訪問支援》 支援を要する家庭に訪問支援員を派遣し、こども及びその世帯の負担軽減と自立の促進を図りながら必要な支援を行った。 《産前産後ヘルパー派遣》 申請者数及び利用者数は年々上昇しているものの、利用率は4.8%と依然として低い。利用内容は家事援助が57.0%、育児援助が43.0%と育児援助に対するニーズも高まってきている。
	【課題】 《ヤングケアラー等世帯訪問支援》 ヤングケアラーは自ら支援を求めることが難しい傾向にある中、支援が必要なヤングケアラー等世帯を当該支援事業に十分につなぐことができておらず、利用件数が伸びていない。 《産前産後ヘルパー派遣》 継続利用する利用者が多い一方で、受託事業者との日程調整が困難な場合もあることが課題である。さらに、利用者アンケートの回答率は2.5%と低い状況であり、アンケートをより多くの利用者に回答してもらい、利用者満足度や意見を反映した事業運営を検討していくことが必要である。
今後の取組方針	《ヤングケアラー等世帯訪問支援》 ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえ、対象世帯には多様な背景や事情があることを十分に考慮し、まずは保護者との信頼関係を構築しながら必要な支援につなげていく。 さらに、令和8年度から南北こども家庭支援担当に配置するヤングケアラーコーディネーターと児童CWが連携し支援体制の強化を図る。 《産前産後ヘルパー派遣》 本事業未利用者に対しアンケートを実施し、利用阻害要因を調査し、利用率向上策を検討する。さらに、事業者の協力を得て利用者アンケートを実施し、回答分析に基づく事業内容の見直しにより利用満足度の向上を図る。また、受託事業者の増加を図る取組の強化を行い、利用者のニーズに沿った事業運営ができる環境を整備する。

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(15) 児童育成支援拠点事業（居場所支援事業）

【事業内容】

要保護・要支援児童等のうち家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降のこどもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポート、食事の提供や家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながらこどもとその家庭を支援していく事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	40	39	38	38	37
②確保方策(人)	40	40	40	40	40
差(②-①)(人) 計画の需給の状況	0	1	2	2	3
③申請者数(人)	33	—	—	—	—
④確保定員(人)	33	—	—	—	—
差(④-③)(人) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
差(④-②)(人) 確保の状況	▲ 7	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 学齢期以降の児童を対象に居場所を提供し、送迎支援を行い利便性を高めたほか、事業者と居場所での利用状況等の情報共有を行うことで、世帯状況の把握を行うとともに適切な支援につなげた。 【課題】 家庭や学校に居場所がないと思われる一部のこどもに対して、制度利用に至るまでの支援が行き届いていない。				
今後の取組方針	支援を要するこどもや家庭に寄り添うことで信頼関係の構築を図り、適切なタイミングで円滑に事業利用につなげられるよう支援を推進する。				

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(16) 親子関係形成支援事業（児童虐待再発防止プログラム事業MYTREEペアレンツプログラム）

【事業内容】

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前のこどもの保護者を対象に、こどもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、こどもへの理解を深めることを支援する事業です。

児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐため、児童虐待のリスクがある世帯の保護者や虐待に至ってしまった子育てに悩む保護者を対象に、ペアレンティングスキルの向上を目指すペアレントトレーニングのプログラムやセルフケアと問題解決力の回復を促す親支援プログラムを実施することで、こどもへの虐待行動を防止し、親子間における適切な関係性の構築を図る。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	10	10	10	9	9
②確保方策(人)	10	10	10	10	10
差(②-①)(人) 計画の需給の状況	0	0	0	1	1
③申請者数(人)	10	—	—	—	—
④確保定員(人)	10	—	—	—	—
差(④-③)(人) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
差(④-②)(人) 確保の状況	0	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 令和7年度は10人の保護者が親支援プログラムであるMY TREEペアレンツ・プログラムに参加し修了した。修了時、参加した保護者は暴力に替わるしつけの方法をとっていた。 【課題】 保護者に直接支援する児童ケースワーカーや児童福祉司、関係機関への周知を行い、毎年安定した人数の参加確保が課題である。				
今後の取組方針	令和8年度より、MY TREEペアレンツプログラムは委託でなく当課による直接実施となる。今後、ペアレンティングスキル向上のプログラムの実施も検討する。これらにより、事業内容を深め、虐待の未然防止、重篤化防止、再発防止を図る。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

【事業内容】

出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援です。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	妊娠届出数 (組)	3,537	3,503	3,472	3,446	3,412
	面談回数/組	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	10,611	10,509	10,416	10,338	10,236
②確保方策	こども家庭 センター	10,611	10,509	10,416	10,338	10,236
③量の見込み の実績	妊娠届出数 (組)	3,594	—	—	—	—
	面談回数/組	3	—	—	—	—
	面談実施 合計回数	10,782	—	—	—	—
④確保方策の 実績	こども家庭 センター	10,782	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 妊娠期から子育て期における一連の事業等（妊娠届出の面談、妊娠8か月アンケート、こんにちは赤ちゃん訪問）を通して、支援が必要な対象者をタイムリーに把握し、地区担当保健師の個別支援や関係機関との連携支援につなぐことができた。 【課題】 妊娠届出時面接、乳児全戸訪問ではほぼ全数対応できているものの、妊娠8か月アンケートの回答率は51.2%であり、回答した妊婦については必要な支援につなげているが、一方で未回答者への対策が必要である。					
今後の取組方針	妊娠8か月アンケートが未回答の妊婦に対し、引き続き回答の再勧奨通知を送付し回答率を上げる取組を行うとともに、アンケートの通知文の中に、妊娠期から使えるサービス等の情報を同封し、妊娠期から産後に必要なサービスの周知が図れるようにする。					

第3期子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	—	191	184	175	168
0歳児	—	58	57	57	57
1歳児	—	69	64	59	54
2歳児	—	64	63	59	57
②確保方策(人)	—	191	184	175	168
0歳児	—	58	57	57	57
1歳児	—	69	64	59	54
2歳児	—	64	63	59	57
不足(②－①)(人) 計画の需給の状況	—	0	0	0	0
③申請者数(人) (量の見込みの実績)	—	—	—	—	—
0歳児	—	—	—	—	—
1歳児	—	—	—	—	—
2歳児	—	—	—	—	—
④確保定員(人) (確保方策の実績)	—	—	—	—	—
0歳児	—	—	—	—	—
1歳児	—	—	—	—	—
2歳児	—	—	—	—	—
不足(④－③)(人) 実績の需給の状況	—	—	—	—	—
不足(④－②)(人) 確保の状況	—	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 令和8年度からの実施に向け、事業者への説明会等を実施した結果、18事業所（公立2所、法人16施設、定員合計：114人）の認可・確認を行った。また、いくしあや南北保健福祉センター等と連携し、訪問時や面談時にリーフレットを配布するなど、制度内容の周知を図り、市民への認知度向上に努めた。				
	【課題】 本制度の実施に当たり、対象者が同事業を利用するよう制度内容のさらなる周知が必要であるとともに、各事業所においては適正に事業を実施するため保育士の確保が必要である。また、制度開始後の実施状況や需給バランスを適正に見極め、利用ニーズに対応する必要がある。				
今後の取組方針	令和8年4月の制度開始後も、引き続き市民に広く制度内容の周知を図るほか、利用実績の把握・分析を行い、更なる受け皿の確保などについて検討を行う。				

第3期子ども・子育て支援事業計画
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(19) 産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	1,244	1,225	1,216	1,206	1,197
宿泊型	544	536	532	527	523
通所型	156	153	152	152	151
訪問型	544	536	532	527	523
②確保方策(人日)	1,244	1,225	1,216	1,206	1,197
不足(②－①)(人日) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請者数(人日) (量の見込みの実績)	6,880	—	—	—	—
宿泊型	3,230	—	—	—	—
通所型	2,240	—	—	—	—
訪問型	1,410	—	—	—	—
④確保定員(人日) (確保方策の実績)	6,880	—	—	—	—
不足(④－③)(人日) 実績の需給の状況	0	—	—	—	—
不足(④－②)(人日) 確保の状況	5,636	—	—	—	—
取組の 成果と課題	【成果】 兵庫県集合契約への参加により利用できる事業者が増加した。さらに宿泊型・通所型において対象要件を緩和したことにより、市民にとって利用しやすい環境整備が進んだことから、利用者数が大幅に増加した。 【課題】 産後ケアアンケート回答率が低いため、事業評価を行うに当たり回答率を上げる必要がある。				
今後の取組方針	引き続き、産後ケア事業における市内での受け皿を確保できるよう、医療機関等に事業の参加について働きかけを行っていく。また、産後ケア事業の充実のためにアンケート回答率向上に取り組むとともに、事業者連絡会を行う。アンケート回答率向上のためには、ホームページでの周知を引き続き行うとともに、事業者からも利用者へのアンケート回答を促してもらう。事業者連絡会では、事業者間で情報交換を行う場を設ける。				